

別紙

諮問第1399号

答 申

1 審査会の結論

「留置業務検討委員会設置要綱の制定について」外1件を特定し開示とした決定及び「警視庁被留置者留置規程」外25件を特定し一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「1 警視総監保有に係る、留置施設の運営及び被留置者の処遇について定めた規則、規程、通達、通知その他の例規で現に効力を有するもの 2 ○○警察署長保有に係る、留置施設の運営及び被留置者の処遇について定めた規則、規程、通達、通知その他の例規で現に効力を有するもの（1と重複するものを除く）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成31年1月11日付けで行った開示決定及び一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示決定及び一部開示決定は妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和元年10月29日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年4月9日に実施機関から理由説明書を收受し、同年9月28日（第183回第三部会）及び同年10月26日（第184回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並

びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求に係る対象公文書及び非開示情報について

本件開示請求に係る対象公文書は、別表に掲げる項番 1 から 28 までの文書（以下「本件対象公文書」という。）である。

実施機関は、本件対象公文書のうち、別表に掲げる項番 1 及び 2 の文書について、開示を決定した。

また、実施機関は、別表に掲げる項番 3 から 28 までの文書に記載された情報のうち、「特定の警察職員の容貌に関する情報」（以下「本件非開示情報 1」という。）は条例 7 条 2 号に該当し、「留置業務に使用する車両の車名及びナンバーに関する情報」（以下「本件非開示情報 2」という。）は同条 4 号に該当し、警察職員の氏名は同条 2 号及び 4 号に該当し、「留置業務に関する施策、具体的な要領、関係機関の電話番号・FAX 番号及び嘱託医に関する情報」（以下「本件非開示情報 3」という。）並びに警察電話の内線番号は同条 6 号に該当し、「留置施設内で発生した特異事案に関する情報」（以下「本件非開示情報 4」という。）は同条 2 号及び 6 号に該当し、上記以外の非開示とした部分（以下「本件非開示情報 5」という。）は同条 4 号及び 6 号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、警察職員の氏名及び警察電話の内線番号を除く非開示部分（本件非開示情報 1 から 5 まで）の非開示妥当性並びに本件対象公文書の特定の妥当性について審査を求めていることから、審査会はそれらについて検討する。

イ 本件対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は、対象公文書特定のために実施機関が依頼した補正により指定した公文書の他にも請求趣旨に合致する公文書がないか審査を求めている。

これに対し、実施機関は、開示請求の内容に合致する公文書は特定した本件対象公文書以外には存在しなかったと説明する。

審査会が実施機関に確認したところ、本件開示請求に対する補正については、審査請求人の請求の範囲が不明確であり対象公文書を特定するために、留置施設

の運営及び被留置者の処遇に係る公文書を提示したものであり、これら提示した公文書のうち、条例18条2項で却下になると案内したものを除く全ての公文書を審査請求人が指定したものであるとのことであった。

さらに、提示した後も他に留置施設の運営及び被留置者の処遇に係る公文書について再探索し、指定された公文書に加えて別表に掲げる項番27の文書を追加で特定したとのことである。

したがって、開示請求に係る公文書を特定するために不備がある請求に対して、公文書を特定するために必要な情報を審査請求人に提供し、審査請求人が指定した公文書を特定した上で、なお請求の趣旨にかなうと思料される公文書を新たに追加で特定した実施機関の判断は適切であり、他に特定すべき公文書の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

以上のことから、実施機関が本件対象公文書を特定したことは、妥当である。

#### ウ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は写真に写された特定の個人の容貌であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報と認められる。

したがって、本件非開示情報1は、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

#### エ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、留置業務に使用されている車両の情報が記載されており、これらを公にすると、被留置者の奪還等の犯罪を企図する者の不法行為を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報 3 の非開示妥当性について

実施機関によると、本件非開示情報 3 は、留置業務に関する施策、具体的な要領、関係機関の電話番号・FAX 番号及び嘱託医に関する情報であるとのことである。

このうち、実施機関は、留置業務に関する施策、具体的な要領が記載されている部分については、これを公にすることとなると留置業務の妨害を企図する者が対抗措置を執るなどの不法行為が容易となる。また、関係機関の電話番号・FAX 番号が記載されている部分については、これを公にすることとなると不特定の者が当該 FAX 番号に FAX をするなどして、警察職員による通信等の業務が妨害され、留置業務に必要な指示、連絡ができなくなるおそれがある。そして、嘱託医に関する情報が記載されている部分については、これを公にすることとなると留置業務の妨害を企図する者が嘱託医に対して中傷等により不当な圧力をかけるなどして、嘱託医の委嘱等につき協力が得られなくなるおそれがあると説明する。

さらに、これらについては、留置業務に係る事務に関するものであるため、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるなど、留置業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例 7 条 6 号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 は、留置業務に関する施策、具体的な要領、関係機関の電話番号・FAX 番号及び嘱託医に関する情報であることが確認できた。

これらの情報を公にすることとなると、実施機関の説明のとおり、留置業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

カ 本件非開示情報 4 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 4 には留置施設内で発生した特異事案に関する情報が記載されている。

これらの情報を公にすることとなると、留置業務の妨害を企図する者が対抗措

置を執るなど、留置業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるなど、留置業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

キ 本件非開示情報5の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報5について、留置業務における護送、警戒方法、身体検査、動静監視等の措置内容、鍵の保管・管理、戒具の使用等の留置業務に係る着眼点及び具体的な実施要領に関する情報や留置施設の構造、留置担当官の勤務体制に関する情報であり、これらの情報を公にすることにより、留置業務の妨害を企図する者が対抗措置を執るなど、留置業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるなど、留置業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例7条6号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報5は別表「非開示とした部分」欄にそれぞれ記載した内容であり、これらの情報を公にすることとなると、留置業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明